⑶　追加弁済

①　清算株式会社に、新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価すると共に、協定債権者への弁済、第４の共益的債権及び優先債権の弁済が全て完了し、残余資金がある場合は（以下「残余資金」といい、これに配当原資を加算した金額を「合計配当原資」という。）、10営業日以内に、残余資金を原資として、後記②記載のとおりの方法により算定された金額を以て追加弁済する。

②　追加弁済額の算定に当たっては、まず、弁済予定表「配当基準額」を基準とした協定債権者毎の按分比率を以て、合計配当原資に乗じた金額（以下「確定弁済額」という。）を算出する。そして、算出された確定弁済額から弁済額を控除した金額を以て協定債権者に対する追加弁済額とし、清算株式会社は、協定債権者に対し、当該金額を追加弁済する。

第３　債権放棄等

１　債権元本

協定債権者は、清算株式会社に対し、弁済時、弁済予定表「配当基準額」から「弁済予定額」欄記載の金額を控除した残余の債権を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。協定債権者が上記のとおり放棄する本件債権の金額は、弁済予定表「債権放棄予定額」欄記載のとおりである。

２　利息・損害金

協定債権者は、本件債権に対する利息・損害金等の一切を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。

３　追加弁済時の取扱

前記第２の３⑶に基づき、清算株式会社が協定債権者に追加弁済する場合は、同追加弁済の限度で既になされた債権放棄は**遡**ってその効力を失う。

第４　共益的及び優先的債権の弁済

清算株式会社は、協定債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等の共益的債権、国税徴収法または国税徴収の例により徴収することを得べき請求権、裁判所から支払いの許可を受けた債権及び労働債権は随時に弁済する。

（別表省略）

以上

東京地方裁判所民事第８部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２６年（再）第１号

山形県尾花沢市大字荻袋字西荻原1284番地18

再生債務者　有限会社尾花沢食品

１　決議に付する計画案　平成26年10月14日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成27年２月19日午前11時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成27年２月６日まで

平成26年12月15日　　山形地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２６年（再）第２号

栃木県宇都宮市長岡町797番地38

再生債務者　篠崎　暢宏

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画の遂行

平成26年12月19日

宇都宮地方裁判所第１民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第２２号

福島県郡山市方八町１丁目１番39号　ニッククラブ郡山310Ｂ号

再生債務者　佐々木精一

１　決定年月日時　平成26年12月19日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年１月９日まで

４　一般異議申述期間　平成27年１月22日から平成27年１月29日まで

福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２６年（再イ）第２５号

福島県郡山市田村町金屋字上川原119番地の１　カーサプレミール103号

再生債務者　山崎　大輔

１　決定年月日時　平成26年12月19日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年１月９日まで

４　一般異議申述期間　平成27年１月22日から平成27年１月29日まで

福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２６年（再イ）第１３３号

埼玉県加須市上樋遣川5280番地４

再生債務者　小暮　　健

１　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年１月９日まで

４　一般異議申述期間　平成27年１月23日から平成27年１月30日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第１４１号

埼玉県幸手市大字松石438番地５

再生債務者　中村　英世

１　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年１月９日まで

４　一般異議申述期間　平成27年１月23日から平成27年１月30日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第３号

大分県佐伯市米水津大字色利浦1337番地３中江団地３－１

再生債務者　渡辺　幸樹

１　決定年月日時　平成26年12月19日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年１月９日まで

４　一般異議申述期間　平成27年１月16日から平成27年１月23日まで

大分地方裁判所佐伯支部

平成２６年（再イ）第２８７号

札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目２番２－202号

再生債務者　太田　　猛

１　決定年月日時　平成26年12月22日午後２時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年１月13日まで

４　一般異議申述期間　平成27年１月26日から平成27年２月２日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（再イ）第１１号

栃木県那須塩原市島方538番地９

再生債務者　窪田　　順

１　決定年月日時　平成26年12月22日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年１月13日まで

４　一般異議申述期間　平成27年１月26日から平成27年２月３日まで

宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（再イ）第１５号

長崎県諫早市飯盛町野中913番地

再生債務者　平古場秀俊

１　決定年月日時　平成26年12月22日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年１月13日まで

４　一般異議申述期間　平成27年１月26日から平成27年２月９日まで

長崎地方裁判所大村支部

平成２６年（再イ）第６号

北海道三笠市美園町62番地８

再生債務者　花田　智子

１　決定年月日時　平成26年12月22日午後２時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年１月16日まで

４　一般異議申述期間　平成27年１月30日から平成27年２月６日まで

札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（再イ）第３６号

静岡県三島市・加茂川町・4111番地の１　シャルマンコーポグランヒル三島307

再生債務者　佐々木敬太

１　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年１月16日まで

４　一般異議申述期間　平成27年１月23日から平成27年２月６日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（再イ）第８号

京都府南丹市園部町木崎町藪中17番地15

再生債務者　吉田　哲雄

１　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年１月16日まで

４　一般異議申述期間　平成27年１月23日から平成27年１月30日まで

京都地方裁判所園部支部再生係